



# TJ Prannarai

## COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21<sup>st</sup> Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

## タイ国 法律改訂情報 Vol. 2

皆様こんにちは。

第 2 回目の“法律改訂情報”は、2011 年 1 月 17 日に交付された「投資委員会告示」についてです。告示は第 1 号から第 4 号まであり、今回は皆様の業務に最も関連が深いであろうとされる「第 3 号 “生産効率向上のための機械更新に対する投資奨励措置”」についてお送りいたします。

### 投資委員会告示

(ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมลงทุน บราคะคานาแคนมาคานซอนสุมคาร์นรอนตउन)

第 3/2554 号

生産効率向上のための機械更新に対する投資奨励措置

(「パーツ高の影響軽減措置 (มาตรการบรรเทาผลกระทบจากการแข็งค่าของเงินบาท

มาร์ตราคาน์บันตาวอปันคราต๊อปจัะยัคคาร์นเคนคาร์คองงันบาร์ท)」に準じる)

パーツ高に起因する問題の解消及び影響軽減のため、投資奨励政策を支援することが適切であると判断し公布する。

投資委員会は、1977 年投資奨励法の第 16 条に基づき、「生産効率向上のための機械更新に対する投資奨励措置」の原則及び条件を以下の通り規定する。

1. 本措置は、既存事業に適用される。当該事業が投資奨励を受けているか否かは問わない。投資奨励を受けていない場合は、事業内容が投資委員会が投資奨励を告示した種類に該当するものであること。
2. すでに投資奨励を受けているプロジェクトは、法人税の免除または減免期間が終了した場合、本措置により、延長の更新を申請することができる。また、法人税の免除を受けていないプロジェクトの場合は、本措置により、免除申請を行うことができる。

3. 機械更新のための投資計画を提出すること。例えば、既存事業におけるプロジェクトの生産効率を改善し生産力を高めるために、既存ラインに自動システムを導入するなど。
4. 恩典は以下の通り。
  - 4.1 機械の輸入税免除
  - 4.2 投資額(土地代及び運転資金を除く)の70%にあたる法人税を3年間免除する。  
法人税の免除は、既存事業からの収入が対象となる。
  - 4.3 法人税の免除期間は、奨励証受領後に収入があった日から数える。
5. 2011年12月31日までに申請書を提出すること。投資委員会が奨励証を発行してから3年間有効とする。

以上、2010年11月24日より施行する。

2011年1月17日公布

(アピシット・ウェーチャチャーワ)  
内閣総理大臣  
投資委員会委員長

翻訳者: 高野 香 (TJ Prannarai 翻訳事業部)

---

タイ語の原文がございます。ご入用の方はお問い合わせください。  
「タイ国 法律改訂情報」は、毎月第3木曜日にE-mailで発行いたします。  
取り上げて欲しいピックアップがございましたら、下記までお問い合わせください。

【発行元】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd.

TEL: 0-2712-3199

E-mail: [maeda@tjprannarai.co.th](mailto:maeda@tjprannarai.co.th)

前田 千文

★お知らせ★

「投資委員会告示」の第1号、第2号、第4号をご入用の方は、  
下記までお問い合わせください。  
3セットで「1,000 パーツ」となります。1セットの場合は「400 パーツ」です。  
告示の概要は下記の通りです。

第1号：既存事業に対する恩典付与

第2号：中小企業(SMEs)に対する投資奨励政策の追加、修正

第4号：洪水被害を受けた被投資奨励者に対する支援措置

「貴社名」「ご住所(請求書発行先)」を明記の上、E-mail でご連絡ください。

## 日系企業様から厚い信頼を集める翻訳サービス

BOI 関連文書・会社登記書類・管理規定

品質マニュアル・契約書・監査報告書、他多数

対応言語：日本語・タイ語・英語

**翻訳工程：翻訳→ネイティブチェック→校正・レビュー→アフターフォロー**

Email もしくは FAX にて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。

さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

会社特有の用語など、訳文は無償修正させていただきます。

(但し、原文を変更される場合は、別途お見積もりとなります。)

大型プロジェクトにも対応しております。翻訳文の分納も可能です。

**翻訳・通訳派遣のご用命は TJP へ**